

島根県報

号外第二四号
平成十五年三月二十七日
(木曜日)

目 次

不在者投票を行うことができる施設の指定

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第三項第一号、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十五年三月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

施設の名称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム ミレ岡見	那賀郡三隅町大字岡見七〇〇番地	平成十五年三月二十 五日
ケアハウスやすらぎの里	松江市佐草町二番地二	平成十五年三月二十 五日

平成15年3月27日

島根県報

号外第24号 (2)

平成十五年三月二十七日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行